

「利用者情報に関するワーキンググループ」開催要綱

1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会」の下に開催される WG として、電気通信事業、プラットフォームサービス等に係る利用者情報の更なる保護等に向けて、最近の動向等を踏まえ、専門的な観点から集中的に検討することを目的とする。

2 名称

本 WG は、「利用者情報に関するワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 電気通信事業、プラットフォームサービス等に係る利用者情報の取扱い等の在り方の検討
- (2) 電気通信事業者、プラットフォーム事業者等の関係事業者及び関係団体等による取組の実態把握
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本 WG の主査は、ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会の座長が指名する。
- (2) 本 WG の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本 WG の構成員は、中立の立場をもって、専門的知見に基づき議論を行う。
- (4) 主査は本 WG を招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本 WG を招集し、主宰する。
- (7) 本 WG の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、オブザーバーを招聘することができる。
- (9) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (10) その他、本 WG の運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本 WG は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本 WG で使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本 WG の議事概要は、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本 WG の事務局は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課が行う。

(別 紙)

「利用者情報に関するワーキンググループ」構成員

(敬称略・五十音順)

【構成員】

生貝 直人 一橋大学大学院 法学研究科 教授

江藤 祥平 一橋大学大学院 法学研究科 教授

太田 祐一 株式会社 DataSign 代表取締役社長

木村 たま代 主婦連合会 事務局長

寺田 真治 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 客員研究員

森 亮二 英知法律事務所 弁護士

(主査) 山本 龍彦 慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授

呂 佳叡 森・濱田松本法律事務所 弁護士

【オブザーバー】

個人情報保護委員会事務局